

青森県報

第九百六十七号

令和七年
九月十七日
(水曜日)

目次

告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定
○ 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主
として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並
びに担当する診療科名の変更の届出…………… (同) …… 二
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指
定の辞退…………… (同) …… 二
- 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出…………… (水産振興課) …… 二
- 公 告
- 大規模小売店舗の変更の届出の取下げ…………… (地域企業
支援課) …… 三
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示…………… (会計管理課) …… 三
- 右 同…………… (同) …… 三

告 示

青森県告示第四百八十二号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十一条第一号の規定により公表する。

令和七年九月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

医 難 病 指 定	医 難 病 指 定	医 難 病 指 定	医 難 病 指 定	医 難 病 指 定	医 難 病 指 定	医 難 病 指 定	医 難 病 指 定	医 難 病 指 定	医 難 病 指 定	区 指 定 医 の 分 氏 名	主として指定難病の診断を行う医療機関		診 担 療 当 科 する 名	指 定 年 月 日
											名 称	所 在 地		
松浦 伸樹	西谷 佑希	金野 佑基	中山 弘文	相馬 郷	太田 理恵	鎌田 晃寿	村上 拓也	細越 正吾	細越 正吾	公 益 財 団 法 人 鷹 揚 郷 腎 病 院 研 究 所 青 森	青森市大字石江 一字岡部一〇一の	泌尿器科	令和 七・七・七	
心療法人雄 都市病院	黒石市国民 健康保険黒 石病院	三沢市立三 沢病院	三沢市立三 沢病院	三沢市立三 沢病院	三沢市立三 沢病院	ふよう アセント アセント ふよう	ふよう アセント アセント ふよう	青森市大字雲谷 字山吹九三の一	青森市大字雲谷 字山吹九三の一	こころのケ アセント アセント ふよう	青森市大字雲谷 字山吹九三の一	精神科	七・七・八	
青森市石江三丁 目一	黒石市北美町一 丁目七〇	三沢市大字三沢 六五	三沢市大字三沢 六五	三沢市大字三沢 六五	三沢市大字三沢 六五	三沢市大字三沢 六五	三沢市大字三沢 六五	三沢市大字三沢 六五	三沢市大字三沢 六五	三沢市立三 沢病院	三沢市大字三沢 六五	内科	七・七・三	
脳神経外科	糖尿病・内分泌 内科	内科	内科	内科	内科	精神科	精神科	精神科	精神科	三沢市立三 沢病院	三沢市大字三沢 六五	内科	七・七・三	
七・七・三	七・七・三〇	〃	〃	〃	七・七・三	〃	七・七・八	七・七・七	七・七・七	〃	〃	〃	七・七・三	

青森県告示第四百八十三号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

令和七年九月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
定難病指 田村 英嗣	定難病指 三上 洋平	定難病指 高橋 秀	定難病指 長内 智宏	定難病指 弘前大学医学部附属病 院 仁会尾野病 院	定難病指 弘前大学医学部附属病 院 五三	定難病指 五所川原市字中 一平井町一四二の 一	定難病指 五所川原市字中 一平井町一四二の 一	指定医 の区分
名	氏	氏	氏	名	名	名	名	氏
主として指定難病の診断 を行う医療機関	主として指定難病の診断 を行う医療機関	主として指定難病の診断 を行う医療機関	主として指定難病の診断 を行う医療機関	主として指定難病の診断 を行う医療機関	主として指定難病の診断 を行う医療機関	主として指定難病の診断 を行う医療機関	主として指定難病の診断 を行う医療機関	氏
名	氏	氏	氏	名	名	名	名	氏
所	所	所	所	所	所	所	所	氏
在	在	在	在	在	在	在	在	氏
地	地	地	地	地	地	地	地	氏
診療科名	診療科名	診療科名	診療科名	診療科名	診療科名	診療科名	診療科名	氏
担当する	担当する	担当する	担当する	担当する	担当する	担当する	担当する	氏
年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	氏
七・八・一	七・七・四	七・四・一	令和 三・四・一	七・六・三	七・六・三	七・六・三	七・六・三	氏

青森県告示第四百八十四号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十条第一項の規定により、次の指定医がその指定を辞退したので、同令第二十一条第三号の規定により公表する。

令和七年九月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定医の 区分	氏 名	主として指定難病の診断 を行う医療機関	担当する 診療科名	指定辞退 年月日
難病指定 医	久保園 善 堂	青森市堤町一丁目一〇の二 一〇の二一 一〇の二二 ビル二階	外科、消化器内 科、整形外科、 肛門科	令和 七・六・三

青森県告示第四百八十五号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和七年九月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

加入区 の名称	届 出 事 項	期 間	場 所
発起人の住所及び氏名	指定漁船調書の縦覧		

後潟	青森市大字小橋字田川二六	山口 隆治	令和七年九月十七日から同年十月一日まで	後潟漁業協同組合
	青森市大字四戸橋字磯部四〇の九八 青森市大字後潟字大原八七の三	工藤 徳光 西谷 文昭		

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の取下げ

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出をした次の者から令和七年九月三日付けで当該届出の取下げがあった。

令和七年九月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
薬王堂青森蓬田店
東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐干一八五の一 外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社薬王堂
岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七の七
代表取締役 西郷孝一
変更届出年月日
令和七年八月十二日
- 三

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令

第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年九月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 物品等の名称及び数量
青森県新財務会計システム機器及びソフトウェア 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県出納局会計管理課
青森市長島一丁目一の二
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和七年八月六日
- 五 落札者の名称及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社
東京都港区港南二丁目一五の三
- 六 落札金額
二百六万四千七百円
（本件は、青森県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第二条に規定する長期継続契約であり、契約期間は令和八年三月一日から令和十三年二月二十八日までである。前記落札金額は、契約初年度における契約金額であり、一か月相当分である。）
- 七 落札者を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
令和七年六月二十日

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年九月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 物品等の名称及び数量
次に掲げる物品(以下「調達物品」という。)
ワンタッチ式簡易ベッド及びワンタッチ式パーテーション 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県出納局会計管理課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和七年八月二十九日
- 五 落札者の名称及び住所
有限会社城栄産業
弘前市大字神田五丁目五の一
- 六 落札金額
六千四百八十三万五千三百二十円
- 七 落札者を決定した手続
入札参加資格審査において、調達物品に要求する性能等が満たされていると判断した製品に係る入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
令和七年七月十一日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十一円七十銭